

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○特定農業用ため池の指定	(農村整備課)	一
○特定農業用ため池の指定の解除	(同)	一
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	二
○道路の供用開始	(同)	三
○開発行為に関する工事の完了(二件)	(建築宅地課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	三
選挙管理委員会		
○政治団体の届出		三
○政治団体の届出事項の異動届		四
○政治団体の解散届		四
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和三年分)		五
○資金管理団体の届出		五
○資金管理団体の届出事項の異動届		六
○資金管理団体の指定取消し等の届出		六
人事委員会		
○人事委員会規則七十三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則		六
○定期監査の結果の公表		七

公安委員会

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

一一

○宮城県告示第九十九号
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和四年二月二十五日

○宮城県告示第百号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七条第一項の規定により、次のとおり特定農業用ため池として指定した。

令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定の年月日
寺東二十番ため池	大和町鶴巣北目大崎字寺東二十	令和四年二月二十五日

○宮城県告示第百一号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律(平成三十一年法律第十七号)第七条第一項の規定により、次の特定農業用ため池の指定を解除する。

令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定解除の年月日

清水沼ため池	仙台市青葉区大倉字斎野神五十三	令和四年二月二十五日
白木堤ため池	仙台市青葉区大倉字栗林三十九地先	令和四年二月二十五日

○宮城県告示第百二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

令和四年二月二十五日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社丸本組 佐藤 昌良	主たる営業所の所在地 石巻市恵み野三丁目一番地二	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 特十三 第七百八十五号
------------------------------------	-----------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

土木工事業に関する営業のうち公共工事に係るもの

2 営業停止期間

令和四年三月十一日から令和四年三月十三日までの三日間

四 処分の原因となった事実

株式会社丸本組は、同社が元請として請け負った石巻市内の防潮堤工事の現場において、下請負人の作業員に、高さ約五メートルに位置する作業場所で天端の仕上げ作業を行わせるに当たり、足場が強風であおられて作業員が墜落するおそれがあったにもかかわらず、丈夫な構造を有しない足場を使用させ、もって作業員の労働災害を防止するため必要な措置を講じず、強風により足場が倒壊し作業員が墜落し死亡した。

このことにより、令和三年十月二十一日に石巻簡易裁判所から、同社が労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号。以下「安衛法」という。）違反並びに同社の現場代理人が安衛法違反及び業務上過失致死罪によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受け、いずれもその刑が確定した。

このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

○宮城県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 馬籠東和線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市本吉町滝沢七番一地从先から 同市本吉町滝沢七番一地从先まで	前	二九・二	一四・五	八〇・〇	八〇・〇
	後	三三・三	一四・五		
気仙沼市本吉町滝沢二三番一地从先から 同市本吉町滝沢一八番地先まで	前	七・四	一二・三	三四二・〇	三四二・〇
	後	二四・五	三三・三		

○宮城県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 石巻女川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市門脇町五丁目無番地先から 同市門脇町五丁目一番四八地先まで		前	七四・〇	八三・七
後		三六・六	一一三・九	八三・七

○宮城県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和四年二月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	馬籠東和線	気仙沼市本吉町滝沢七番一地从先から 同市本吉町滝沢七番一地从先まで 気仙沼市本吉町滝沢二三番一地从先から 同市本吉町滝沢一八番地先まで	令和四年 二月二十五日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年二月二十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市矢本字穴尻十三番五の一部

東松島市大曲字堰の内南六十四番地一
メル
ペーユB一〇一
及川 竜太

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大瓜字上土橋四番一、四番十
地域の名称
東京都大田区蒲田五丁目三十八番一号
シンレキ工業株式会社

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和四年二月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る印刷物又は役務の名称及び数量 みやぎ県政だより（仕様書のとおり）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和四年二月八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 仙台印刷工業団地協同組合 仙台市若林区六丁目の目西町一番四十三号

五 落札金額 一億九百六十七万七千円（消費税及び地方消費税を除く。）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和四年一月十一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。
令和四年二月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

(一) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

一 以上の市町

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 村等の区域を単位として設けられる支部 届出年月日

宮城維新の会 早坂 敦 春藤沙弥香 仙台市青葉区一番町一五―三三三 令和四年一月四日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

おおさきリンクアクト ショーン 加川 康子 佐々木憲雄 大崎市古川福沼一―六―一―一 令和四年一月十四日

こだまひとし後援会(未来そうぞう堂) 渡辺 俊 渡辺 俊 大崎市古川穂波四―一―六―二―五 令和三年十二月二十二日

白川ゆうじ後援会 白川 雄二 白川 好子 気仙沼市浅根三三―二 令和四年一月七日

菅原俊朗後援会 菅原 俊朗 菅原 俊朗 気仙沼市古町二―三―二―四 令和四年一月十四日

早川俊弘後援会 早川 俊弘 早川 俊弘 石巻市渡波字柴田二―八―一 令和四年一月四日

山田まさみ後援会 山田 匡身 山田 亜紀 大崎市鹿島台平渡サントウン二―二〇 令和四年一月七日

○宮選管告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和四年二月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

日本維新の会衆議院 早坂 敦 会計責任者の氏名 常澤 正史 伊藤 伽羅 令和四年一月十一日

宮城県第4選挙区支部 早坂 敦 主たる事務所の所在地 富谷市ひより台二―三―一―一 仙台市青葉区一番町一―一―五―三三三 令和四年一月十一日

宮城維新の会 早坂 敦 会計責任者の氏名 常澤 正史 春藤沙弥香

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

安倍太郎後援会 梶原 敏彦 代表者の氏名 梶原 敏彦 大田 裕啓 令和三年十二月十八日

安藤としたげ後援会 朝倉 秀雄 会計責任者の氏名 高橋 敬 高橋 良夫 令和三年十月一日

大友やすのぶ後援会 大泉 勇 政治団体の名称 大友やすのぶ後援会 なたりの元気魂 十二月三十一日

大野そのこ後援会 大野 園子 主たる事務所の所在地 名取市植松四―一―四―一―七 名取市堀内字南竹七五―一―四 令和四年一月一日

絆の会 早坂 敦 主たる事務所の所在地 富谷市ひより台二―三―一―一 仙台市青葉区中江一―九―九 令和四年一月十一日

全日本不動産政治連盟宮城県本部 佐藤 昌市 代表者の氏名 佐藤 昌市 小林 妙子 令和三年六月十日

千葉修平と仙台市の未来を創る会 千葉 修平 主たる事務所の所在地 仙台市太白区八木山南二―一―一―七 仙台市太白区八木山南四―一―六―一 令和三年九月十日

2030年の仙台を考える会 千葉 修平 主たる事務所の所在地 仙台市太白区八木山南二―一―一―七 仙台市太白区八木山南四―一―六―一 令和三年九月十日

ふるさと宮城会 佐藤わか子 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町三―一―六―一―五 仙台市青葉区二日町二―一―一 令和三年一月三十日

未来へ、いのちをつなぐ石巻の会 山崎 信哉 主たる事務所の所在地 石巻市中里四―一―一―二 石巻市開北一―一―八―一―三―二 令和三年十月十七日

横山たかみつ後援会 横山 隆光 主たる事務所の所在地 白石市字十王堂前二―一 白石市東町二―一―一―六 令和四年一月八日

○宮選管告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和四年二月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
あへひでお後援会	齋藤 稔男	令和三年十二月三十一日
亀山紘後援会	伊東 孝浩	令和三年十二月二十三日
菊地健次郎後援会	藤井昭次郎	令和三年十二月十三日
野田譲政経懇話会	野田 譲	令和三年十二月三十一日
○宮選管告示第九号		
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から令和三年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。		
令和四年二月二十五日		
宮城県選挙管理委員会		
委員長 皆 川 章太郎		
政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）		
（資金管理団体）		
野田譲政経懇話会		
資金管理団体の届出をした者の氏名 野田 譲		
資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員		
報告年月日 4. 1. 11（3. 12. 31解散）		
1 収入総額	825	
前年繰越額	825	
2 支出総額	0	
（その他の政治団体）		
あへひでお後援会		
報告年月日 4. 1. 14（3. 12. 31解散）		
1 収入総額	24,963	
前年繰越額	24,963	
2 支出総額	0	
亀山紘後援会		
報告年月日 3. 12. 27（3. 12. 23解散）		
1 収入総額	53,177	
前年繰越額	33,177	

本年収入額	20,000
2 支出総額	50,303
3 本年収入の内訳	
個人の党費・公費	(8人) 20,000
4 支出の内訳	
政治活動費	50,303
組織活動費	50,303
菊地健次郎後援会	
報告年月日 3. 12. 17（3. 12. 13解散）	
1 収入総額	310,648
前年繰越額	248,146
本年収入額	62,502
2 支出総額	229,635
3 本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	62,500
後援会解散式	62,500
その他の収入	
一件十万円未満のもの	2
4 支出の内訳	
経常経費	123,135
人件費	120,000
備品・消耗品費	3,135
政治活動費	106,500
組織活動費	106,500
○宮選管告示第九号	
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。	
令和四年二月二十五日	
宮城県選挙管理委員会	
委員長 皆 川 章太郎	
資金管理団	

体の届出をした者(代表者)の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 指定年月日

加川 康子 大崎市長 おおさきリンクア 大崎市古川福沼一六一一 令和四年一月十一日
 早坂 敦 衆議院議員 絆の会 仙台市青葉区中江一九一九 令和三年十一月一日

○宮選管告示第十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 令和四年二月二十五日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆川 章太郎

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日

大野 園子 大野そのこ後援会 主たる事務所 名取市植松四一一 名取市堀内字南竹 四一七 七五一四 令和四年一月一日
 千葉 修平 千葉修平と仙台市の未来を創る会 主たる事務所 仙台市太白区八木 山南二一一一七四 仙台市太白区八木 山南四一六一八 令和三年九月十日

早坂 敦 絆の会 主たる事務所 富谷市ひより台二 一三一一 仙台市青葉区中江 一三一九 令和四年一月十一日
 横山 隆光 横山たかみつ後援会 主たる事務所 白石市字十王堂前 一六 白石市東町二一一 令和四年一月八日

○宮選管告示第十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第一号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。
 令和四年二月二十五日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 皆川 章太郎

法第十九条第三項第一号による届出 資金管理団体の名称 取消年月日

野田 謙 野田謙政経懇話会 令和三年十二月三十一日
 早坂 敦 早坂あつし後援会 令和三年十一月一日

人事委員会

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和四年二月二十五日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕一

○人事委員会規則七―三十九―四十五

人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七―三十九(へき地手当等)の一部を次のように改正する。

別表

区分	学 校 名	所 在 地
一級	白石市立福岡小学校八宮分校 白石市立福岡小学校長峯分校 七ヶ宿町立七ヶ宿小学校 加美町立鹿原小学校 石巻市立東浜小学校 石巻市立大原小学校 登米市立横山小学校	白石市福岡八宮字坂ノ上一四番地一六 白石市福岡蔵本字長峯一四番地 刈田郡七ヶ宿町字利津保一六番地一 加美郡加美町字鹿原水堀三番地一 石巻市牧浜字竹浜道二二番地二 石巻市大原浜大光寺一番地 登米市津山町横山字本町九一番地
二級	白石市立深谷小学校三住分校 塩竈市立浦戸小学校 大崎市立鬼首小学校 栗原市立花山小学校 石巻市立雄勝小学校 石巻市立北上小学校 石巻市立鮎川小学校 塩竈市立浦戸中学校 石巻市立北上中学校 石巻市立牡鹿中学校	白石市福岡深谷字三住七〇番地三 塩竈市浦戸野々島字馬越八番地 大崎市鳴子温泉鬼首字八幡原一九番地 栗原市花山字本沢鯨ヶ森三三番地三 石巻市雄勝町大浜字小滝浜二番地二 石巻市北上町十三浜字小田九三番地四 石巻市鮎川浜清崎山一番地一 塩竈市浦戸野々島字馬越八番地 石巻市雄勝町大浜字小滝浜二番地二 石巻市北上町十三浜字小田九三番地一 石巻市鮎川浜鬼形山一番地二四
三級	白石市立福岡小学校不忘分校 石巻市立寄磯小学校	白石市福岡八宮字不忘一〇七番地 石巻市寄磯浜五梅沢二四番地

<p>気仙沼市立中井小学校 南三陸町立名足小学校 七ヶ宿町立七ヶ宿中学校 石巻市立荻浜中学校 登米市立津山中学校 七ヶ宿町学校給食共同調理場</p>	<p>気仙沼市唐桑町中井一三四番地三 本吉郡南三陸町歌津字中山一四番地 刈田郡七ヶ宿町字瀬見原一番地 石巻市荻浜字田浜山三番地 登米市津山町柳津字館石六番地 刈田郡七ヶ宿町新利津保一番地</p>
<p>準へき 地学校</p> <p>川崎町立川崎第二小学校 大崎市立大貫小学校 加美町立西小野田小学校 登米市立米川小学校 気仙沼市立立立小学校 南三陸町立戸倉小学校 登米市立東和中学校 気仙沼市立唐桑中学校</p>	<p>柴田郡川崎町大字今宿字町尻一番地 大崎市田尻大貫字境三七番地一 加美郡加美町字上野目高畑五番地 登米市東和町米川字東綱木三一番地 気仙沼市塚沢六五番地 本吉郡南三陸町戸倉字津野五〇番地一 登米市東和町米谷字細野三五番地 気仙沼市唐桑町北中一三〇番地</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で、改正後の規則七―三十九に基づくへき地手当の支給を受けないこととなるものについては、改正後の規則七―三十九第三条の規定にかかわらず、施行日以後当該職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があつた場合を除く。）においては、施行日以後、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額合計額に、改正前の規則七―三十九別表の区分欄に掲げる学校の区分に応じ、改正前の規則七―三十九第三条に定める支給割合を乗じて得た額に相当する額のへき地手当を支給する。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）以外の職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの、前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額を同日における学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの、前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額を同日における学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び」とする。

あつたもの、前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額に学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの、前項中「給料及び」とあるのは、「給料の月額を同日における学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に学校職員勤務時間条例第三条第二項により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び」とする。

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和3年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和4年2月25日

1 監査実施機関及び監査実施日	宮城県監査委員	高 橋 伸 二
監査実施機関	宮城県監査委員	渡 辺 忠 徳
	宮城県監査委員	成 田 由 加里
	宮城県監査委員	吉 田 計
		監 査 実 施 日

○総務部

地方機関

公務研修所	公文書館	12月1日
塩釜国税事務所	塩釜国税事務所	10月5日
北都県税事務所	北都県税事務所	9月3日
北都県税事務所	北都県税事務所	12月16日
東部県税事務所	東部県税事務所	9月7日
東部県税事務所	東部県税事務所	9月7日
気仙沼県税事務所	気仙沼県税事務所	11月16日

防災ヘリコプター管理事務所	11月15日	古川農業試験場	10月8日
○環境生活部		畜産試験場	10月12日
地方機関		王城寺原補償工事事務所	10月26日
保健環境センター	11月18日	○水産林政部	
食肉衛生検査所	12月21日	地方機関	
○保健福祉部		水産技術総合センター	10月27日
地方機関		林業技術総合センター	10月26日
仙南保健福祉事務所	11月2日	○土木部	
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	10月20日	地方機関	
東部保健福祉事務所	12月8日	北部土木事務所	12月16日
気仙沼保健福祉事務所	10月28日	北部土木事務所栗原地域事務所	11月26日
高等看護学校	10月22日	東部土木事務所登米地域事務所	11月9日
子ども総合センター	12月2日	気仙沼土木事務所	11月17日
中央児童相談所	11月15日	石巻港湾事務所	12月23日
北部児童相談所	10月6日	大崎地方ダム総合事務所	12月23日
東部児童相談所	10月20日	栗原地方ダム総合事務所	12月7日
精神保健福祉センター	10月15日	○教育庁	
○経済商工観光部		地方機関	
地方機関		東部教育事務所	12月13日
北部地方振興事務所	12月16日	総合教育センター	10月20日
北部地方振興事務所栗原地域事務所	11月5日	蔵王自然の家	11月4日
東部地方振興事務所	12月24日	志津川自然の家	10月14日
東部地方振興事務所登米地域事務所	11月9日	多賀城跡調査研究所	10月7日
産業技術総合センター	10月5日	東北歴史博物館	10月7日
計量検定所	12月2日	仙台第一高等学校	11月5日
石巻高等技術専門学校	12月2日	気仙沼高等学校	11月16日
気仙沼高等技術専門学校	10月13日	古川黎明高等学校	10月6日
宮城障害者職業能力開発校	12月15日	古川黎明中学校	10月6日
○農政部		松島高等学校	12月9日
地方機関		名取高等学校	12月10日
農業・園芸総合研究所	10月22日	涌谷高等学校	12月24日

<p>佐沼高等学校 登米高等学校 多賀城高等学校 利府高等学校 登米総合産業高等学校 東松島高等学校 田尻さくら高等学校 農業高等学校 柴田農林高等学校 石巻北高等学校 加美農業高等学校 小牛田農林高等学校 本吉響高等学校 白石工業高等学校 石巻工業高等学校 一迫商業高等学校 石巻支援学校 気仙沼支援学校 支援学校小牛田高等学園 利府支援学校 迫支援学校 支援学校女川高等学園</p> <p>○警察本部 地方機関</p> <p>佐沼警察署 登米警察署 河北警察署 若柳警察署 鳴子警察署 大河原警察署</p> <p>2 監査結果</p>	<p>12月6日 11月30日 12月23日 10月7日 11月10日 12月23日 8月31日 12月21日 11月2日 11月10日 10月8日 8月31日 10月29日 12月22日 10月27日 10月20日 9月7日 12月3日 10月15日 9月3日 12月6日 11月4日</p>	<p>令和2年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。</p> <p>その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。</p> <p>なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。</p> <p>(1) 塩釜県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和2年度収入未済額</p> <p>現年度分 90,998,267円 過年度分 144,515,234円 合 計 235,513,501円</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 102,309,844円 過年度分 152,752,614円 合 計 255,062,458円</p> <p>(2) 北部県税事務所</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・令和2年度収入未済額</p> <p>現年度分 178,218,277円 過年度分 173,860,740円 合 計 352,079,017円</p> <p>・令和元年度収入未済額</p> <p>現年度分 85,243,951円 過年度分 178,827,728円</p>
---	---	--

合 計 264,071,679円
(3) 北部県税事務所栗原地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 29,750,771円

過年度分 55,533,126円

合 計 85,283,897円

・令和元年度収入未済額

現年度分 26,483,015円

過年度分 54,651,314円

合 計 81,134,329円

(4) 東部県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 104,291,564円

過年度分 140,873,817円

合 計 245,165,381円

・令和元年度収入未済額

現年度分 101,804,884円

過年度分 147,750,047円

合 計 249,554,931円

(5) 東部県税事務所登米地域事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 27,641,655円

過年度分 63,905,671円
合 計 91,547,326円

・令和元年度収入未済額

現年度分 34,343,107円

過年度分 69,816,421円

合 計 104,159,528円

(6) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 30,591,226円

過年度分 92,378,567円

合 計 122,969,793円

・令和元年度収入未済額

現年度分 40,246,360円

過年度分 94,851,829円

合 計 135,098,189円

(7) 仙南保健福祉事務所

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・令和2年度収入未済額

現年度分 11,950,729円

過年度分 44,653,914円

合 計 56,604,643円

・令和元年度収入未済額

現年度分 15,069,666円

過年度分 32,631,103円

合 計 47,700,769円

(8) 東部保健福祉事務所

報 告 書 公 報

社会保険関係事務において、著しく適正さを欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

○ 令和元年6月末から令和2年3月までに退職した非常勤職員の健康保険及び厚生年金保険について、令和2年10月まで被保険者資格喪失届を提出していなかったことにより、退職後も社会保険料を支出していたもの。また、令和元年6月から令和2年6月までに再任用職員及び会計年度任用職員の賞与に係る被保険者賞与支払届についても令和2年10月まで提出していなかったもの。

・ 過払いした人数 5人分

・ 過払額 1,575,566円

○ 令和2年5月分の社会保険料について、昨年度に引き続き、支払遅延により延滞金が発生したものの。

・ 件数 1件

・ 支払額 (保険料) 1,069,883円

・ 延滞金 4,100円

○ 令和3年3月に年金事務所による実地調査が行われるまで、令和元年度及び令和2年度分の被保険者報酬月額算定基礎届の提出を失念し届出が大幅に遅延したものの。また、令和元年6月及び令和2年6月に收受したと思われる算定基礎届の提出に係る年金事務所からの通知文書が所在不明になったもの。

○ 令和2年3月に退職した臨時職員について、社会保険に加入していないにもかかわらず社会保険料を誤って控除していたもの。また、控除額の還付が大幅に遅延したものの。

・ 件数 1件

・ 還付額 215,248円

・ 還付年月日 令和3年5月31日

○ 令和2年3月に退職した臨時職員について、社会保険料の控除誤りによる還付及び賞金の算定誤りによる追給を行っているが、源泉徴収を行っておらず、給与所得の源泉徴収に係る給与支払報告の更正処理が行われていないもの。

・ 件数 2件

・ 還付及び追給額 224,284円

(9) 東部保健福祉事務所

諸手当認定及び支給事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように

内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

平成30年4月以降に支給されている職員の諸手当 (扶養・地域・住居・通勤) について、認定事務を適時に行わなかったことにより、多数の職員に係る手当が誤支給となったもの。また、これにより複数年度にわたる多額の是正処理が発生したものの。

・ 件数 30件 (債権者数 22名)

・ 金額 追給 40,060円

返納 1,881,265円

【うち過年度分】

追給 17,270円

返納 1,248,960円

(10) 高等看護学校

役務費において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

レターパック及び切手購入のための資金前渡を行ったが、その精算が行われていないもの。また、切手等は納入されているが、精算に必要な領収書の添付がなかったもの。

・ 件数 1件

・ 金額 99,000円

(11) 畜産試験場

歳入歳出外現金において、払出を行っていないものが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

宮城県畜産試験場遺伝子型検査業務に係る契約保証金について、完了検査後に受注者に返還していないもの。

・ 件数 1件

・ 金額 667,300円

(12) 気仙沼土木事務所

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように内部統制の整備など、対策を講じられたい。

(内容)

業務委託内訳書と成果報告書に不整合があり、設計積算に誤りがあったもの。

- ・件数 1件
- ・工事名 平成30年度社防砂調108-B03号
土砂災害危険箇所基礎調査業務委託（その3）
- ・正設計額 26,388,940円
- ・誤設計額 25,963,240円

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年2月25日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

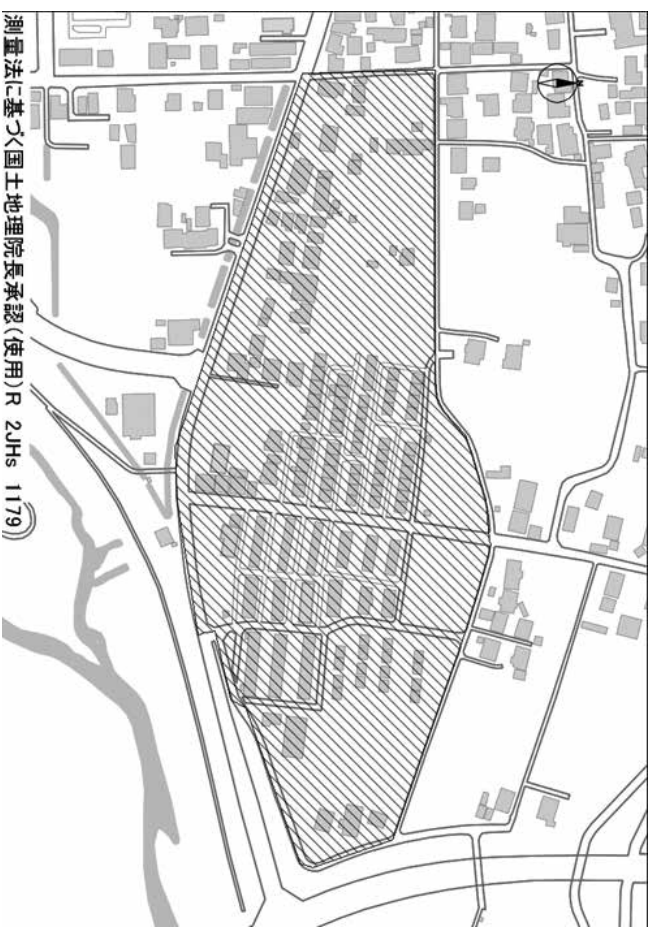
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則（昭和60年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「神明」を「神明南」に改め、同条第4号及び第5号を削る。

第4条中「条例第13条第2号、条例第14条第2号」を「第13条第2号、第14条第2号」に改め、同条第1号中「、名掛丁、二十八町、東六番丁、東七番丁、東八番丁及び元寺小路」を「及び名掛丁」に改める。

第5条第1号中「第82条の2」を「第124条」に改める。

別図1の1を次のように改める。



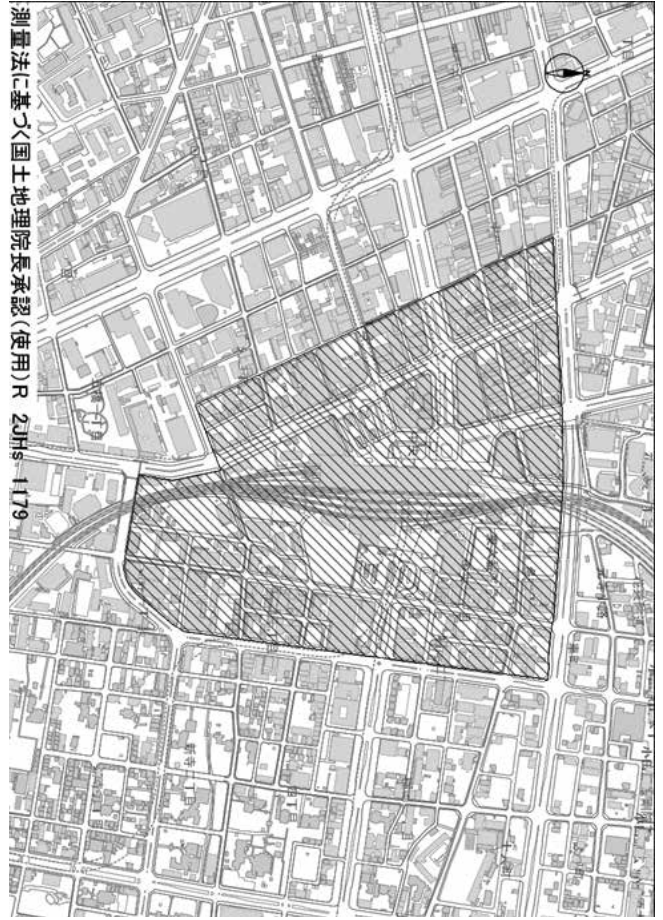
別図1の2を次のように改める。



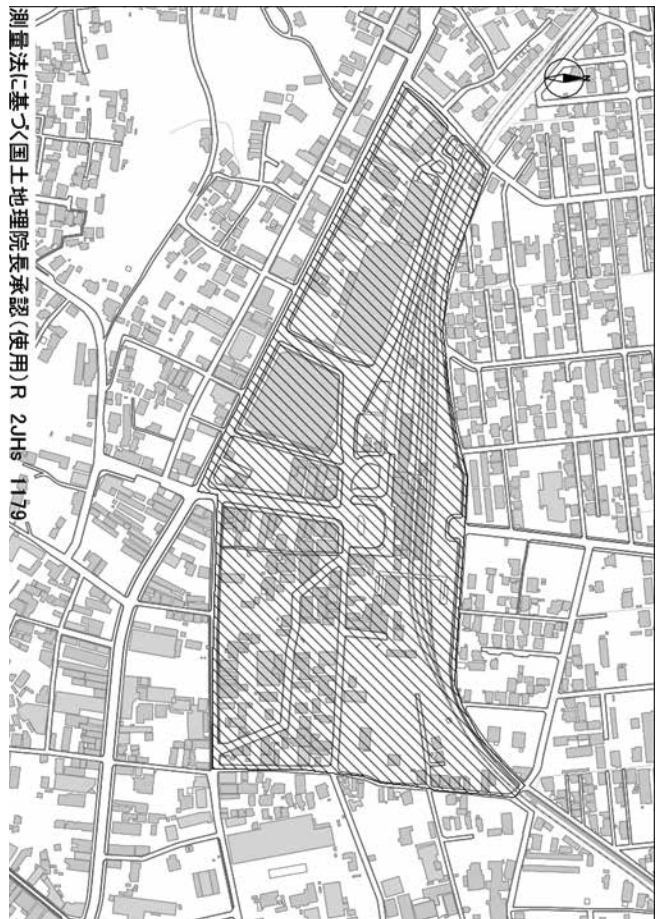
測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2Jhs 1179
別図1の3を次のように改める。



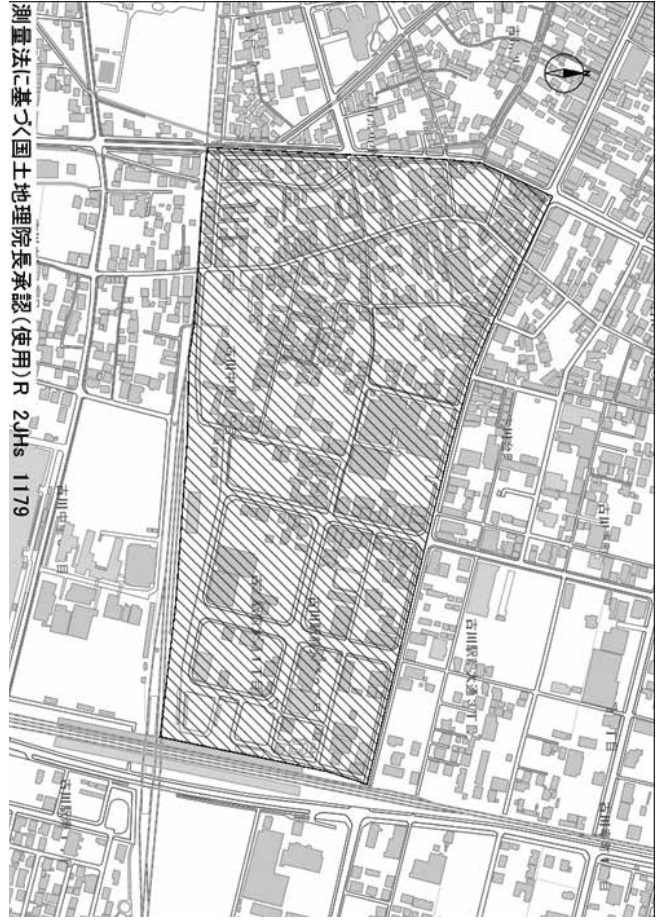
測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2Jhs 1179
別図1の4及び別図1の5を削る。
別図2の1を次のように改める。



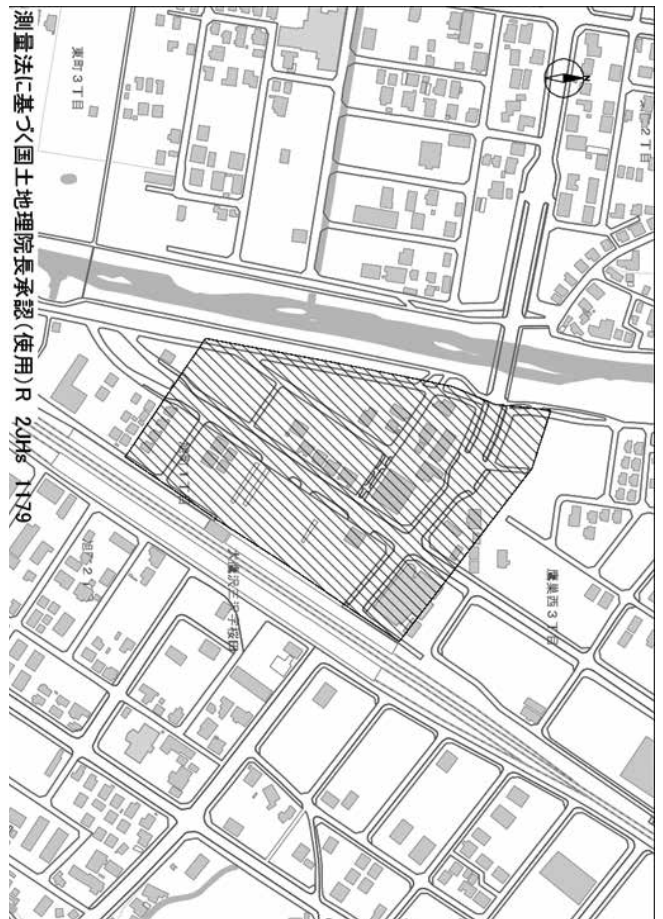
測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHS-1179
別図2の2を次のように改める。



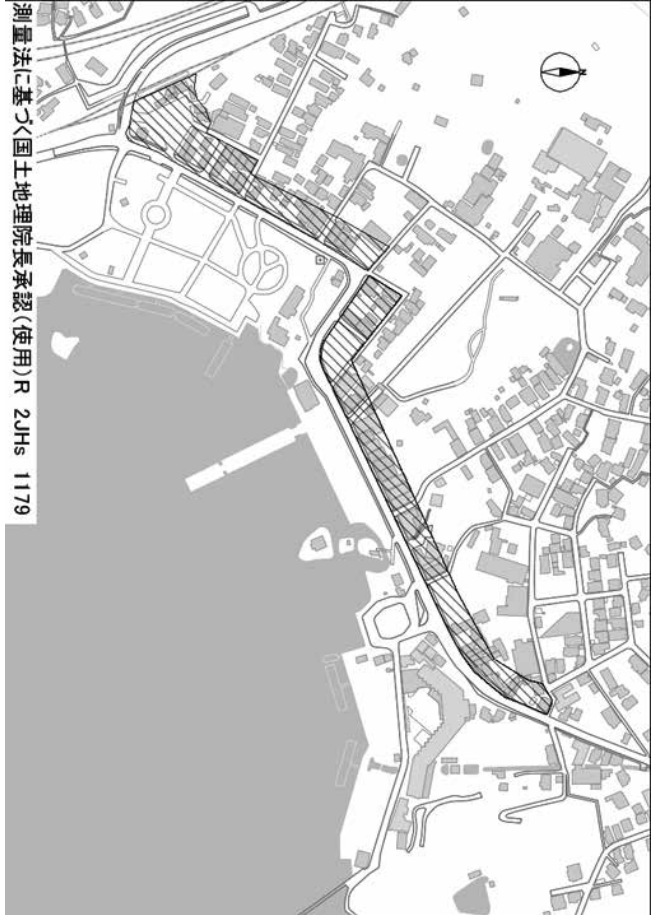
測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHS-1179
別図2の3を次のように改める。



別図の2の4を次のように改める。



別図の2の5を次のように改める。



測量法に基づき(国土地理院長承認(使用)R 2JHs 1179

附 則

この規則は、公布の日から施行する。